

大口町告示第107号

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付要綱を次のように定める。

令和1年8月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町プレミアム付商品券事業実施要綱（令和元年告示第106号）に基づき大口町が実施する事業のうち、商工会が担うプレミアム付商品券関連事業の事務に必要な経費に対し、予算の範囲内において大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、商工会とする。

(対象事務費)

第3条 補助の対象となる事務費（以下「事務費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の事務費は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間に行われる事務に必要な経費とする。

(交付申請)

第4条 商工会が補助金の交付を受けようとするときは、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付し、町長が指示する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付決定通知書（様式第2）をもって速やかに、商工会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 商工会は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係

る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付取下申請書（様式第3）を町長に提出し、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事務費内容の変更）

第7条 商工会は、補助金の交付決定通知を受けた後、やむを得ない事情により事務費の内容変更をするときは、あらかじめ大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金内容変更承認申請書（様式第4）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により事務費の内容変更を承認したときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金変更決定通知書（様式第5）により商工会に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 商工会は、令和2年3月31日までに、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金実績報告書（様式第6）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合は、その旨を大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金確定通知書（様式第7）により、商工会に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 商工会は、前条の確定通知書を受理したときは、請求書（様式第8）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 前条の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 商工会は、補助金の概算払を受けようとする場合は、請求書（様式第8）に、補助金の交付決定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（検査等）

第12条 町長は、商工会に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を求め、又はその状況を実地に検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 町長は、商工会が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金の全部若しくは一部が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（書類等の整備）

第14条 商工会は、事務費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を令和2年3月31日から起算して5年を経過する日まで保管しておかなければならない。

（その他必要事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（令和元年8月30日 大口町告示第107号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助の対象となる事務費	
補助の対象となる事務費は、以下に掲げるものとする。	
1	超過勤務手当
2	管理職員特別勤務手当
3	賃金
4	職員旅費
5	需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）
6	役務費（通信運搬費、保管料、広告料及び手数料）
7	使用料及び賃借料
8	共済費（賃金に係る社会保険料）
9	報償費
10	補助金
11	委託料
12	その他町長が必要と認めた経費

様式第1(第4条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長 印

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 交付申請額算出表
 - (2) 総事務費の費目ごとの積算内訳明細書
 - (3) プレミアム付商品券事務実施計画書
 - (4) その他別途定める書類

様式第2(第5条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 大商工発第 号で申請のありました事務費については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 大口町プレミアム付商品券事業実施要綱を守ること。
- (2) 大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付要綱を守ること。

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長 ⑩

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金交付取下申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました事務
費については、下記のとおり取り下げたいので申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 取下げの理由

様式第4(第7条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長 ⑩

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました事務費については、下記のとおり内容を変更したいので承認願います。

記

1 変更する理由

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 変更交付申請額算出表
- (2) 総事務費の費目ごとの積算内訳明細書
- (3) プレミアム付商品券事務実施計画書
- (4) その他別途定める書類

様式第5(第7条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で事務費内容変更承認申請の
ありました事務費については承諾したので、下記のとおり変更決定通知します。

記

1 補助金等決定額

区 分	変 更 後	変 更 前
補助金交付決定額	円	円

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長 ⑩

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました事務
費が確定しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

- (1) 実績報告額算出表
- (2) 総事務費の費目ごとの積算内訳明細書
- (3) 実績報告額内訳表
- (4) プレミアム付商品券事務実施報告書
- (5) その他別途定める書類

様式第7(第9条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました事務
費については、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第8(第10条、第11条関係)

請 求 書

金	円
---	---

ただし、大口町プレミアム付商品券事業事務費補助金

上記の金額を交付してください。

年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

印

補 助 遂 行 状 況

(単位 円)

総事務費	補助金額 申請額	補助金額 交付決定額	概算払 受領済額	今回 請求額	補助金額 返還額

振込先

金融機関名	支店	預金種別	口座番号	口座名義